

令和7(2025)年度

東松島市社会福祉協議会事業計画



社会福祉法人 東松島市社会福祉協議会

I 基本方針

近年、私たちの地域社会は、少子高齢化、人口減少、核家族化といった構造的な変化に直面し、地域コミュニティの希薄化、災害リスクの増大、物価高騰などの生活環境の変化が深刻化しています。これらの複合的な要因により、孤独・孤立、虐待、生活困窮など、既存の制度では対応困難な地域生活課題が顕在化しています。地域住民が安心して暮らせる地域社会を実現するためには、行政、社協、地域の福祉関係者、地域住民が連携し、分野を超えた包括的な支援体制を構築することが急務です。

また、国による東日本大震災の第2期復興・創生期間が令和7年度に終了し、その後の被災者支援のあり方も大きな変化を余儀なくされています。被災した住民の皆さんが安心して生活できるよう、新たな支援体制へと切れ目なく移行していくことが必要です。

東松島市では、地域共生社会の実現に向け、令和8年度からの重層的支援体制整備事業の本格実施に向けて準備を進めています。本会は、その立ち上げに積極的に参画し、地域福祉推進基盤の強化を図るとともに、被災者支援事業終了後の平時の取組に必要な事業と捉えています。

物価高騰、介護報酬改定、人材確保の課題など、本会を取り巻く環境は厳しさを増しています。持続可能な組織として地域社会の期待に応え続けるためには、社協職員としての意識の醸成や経営基盤の強化、部門間連携の緊密化が不可欠です。組織全体の力を高め、地域福祉の向上を図ります。

本年は、市社協として合併20周年を迎える節目の年です。これまで取り組んできた地域福祉の軌跡を振り返り、組織の一体感を醸成し、地域住民の皆様の理解を促進するとともに、社会福祉協議会の存在意義を再確認し、未来へとつなげる契機とします。

以上の基本方針を具体化するため、今年度で3年目を迎える「第3期東松島市地域福祉推進計画(令和5年度～令和9年度)」に掲げる基本目標・施策の実施に向け、住民が地域福祉活動を主体的に取り組むことができるよう、更なる事業の推進を図るため、次の3つの重点事業を掲げ、効果的な展開を図るとともに、この裏付けとなる実行予算の編成を行うものとします。

II 重点事業

- 1 地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進基盤の強化
- 2 社協の総合力向上に向けた組織強化
- 3 合併20周年記念事業「記憶と継承」

Ⅲ 事業実施項目

1. 地域福祉事業拠点区分

(1) 法人運営事業

① 理事会の開催	
事業の 目 的	事業計画や予算等の法人の重要な方針等を決定するとともに、理事の職務の執行の監督や法人の重要な人事に関する決定を行う。
事業の 概 要	●理事会の開催 ・法人の業務執行の決定 ・理事の職務の執行の監督 ●任期満了（令和 7 年度定時評議員会終結の時まで）に伴う対応 ・次期評議員・役員候補者の選任 ・次期評議員選任・解任委員の選任 ・会長・副会長の互選
備 考	通常理事会 3 回（6 月・11 月・3 月） 臨時理事会 6 月（役員改選により役員の選任）
② 評議員会の開催	
事業の 目 的	法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに役員等の選任・解任等を通じ、法人運営を監督する。
事業の 概 要	●評議員会の開催 ・理事及び監事の選任又は解任 ・理事及び監事の報酬等の額の決定 ・理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の決定 ・予算及び事業計画の承認 ・計算書類及び財産目録並びに事業報告の承認 ・その他評議員会で定めるものとして法令等で定められた事項 ●任期満了（令和 7 年度定時評議員会終結の時まで）に伴う対応 ・次期役員の選任
備 考	定時評議員会 1 回（6 月） 臨時評議員会 2 回（12 月・3 月）
③ 評議員選任・解任委員会の開催	
事業の 目 的	理事会による評議員候補者の推薦及び評議員の解任の提案に基づき、中立的な立場にある外部委員の参加により評議員の選任及び解任を行う。
事業の 概 要	●評議員選任・解任委員会の開催 ●任期満了（令和 7 年度定時評議員会終結の時まで）に伴う対応 ・次期評議員の選任
備 考	

④ 監事監査の実施	
事業の 目 的	理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
事業の 概 要	●監査の実施 ・決算監査（計算書類及び事業報告並びに付属明細書等） ・定期監査（理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況）
備 考	決算監査 1回（5月） 定期監査 3回（7月・10月・1月）
⑤ 正副会長・監事会議の開催	
事業の 目 的	円滑な事業運営を進めるため重要案件に関して協議し、経営の透明性を図り健全な経営に取り組む
事業の 概 要	●正副会長・監事会議 ・重要案件について協議
備 考	
⑥ 評議員・役職員研修の実施	
事業の 目 的	地域福祉推進計画の実現に向け、現在の事業と今後の取り組みについて、具体的な事例を交えて役員に説明し、理解促進を図る。これにより、地域福祉活動や関係団体との連携を強化するとともに、役職員間のコミュニケーション活性化を目指す。
事業の 概 要	●評議員・役職員研修会 ・社協の取組について説明 ・各部署の事業説明 ・役員が把握している地域の活動を共有
備 考	年1回
⑦ 賛助・特別会員の加入促進	
事業の 目 的	地域福祉活動の安定的な財源確保のため、社協活動への理解促進を図る。
事業の 概 要	●市内事業所等に対して依頼文を郵送し、加入促進に努める。 ・商工会から市内事業所の名簿をもらう ・各部署で関わりのある事業所へ声がけ ●社協だよりで呼びかけ ●加入状況について、社協だよりで報告
備 考	

⑧ 組織マネジメントの強化		重点事業2
事業の目的	社会福祉協議会の事業運営の信頼性を高めるため、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の適切な保全を図ります。	
事業の概要	● 定期的な経営会議の開催 ● 事業の進行管理の仕組みの構築（P D C A手法の確立） ・ 地域福祉推進計画 ・ 年度事業計画 ● 中期経営計画の策定 ● 事業継続計画（B C P）の職員周知の徹底 ● 法人運営、会計処理に関する自己点検の実施 ● コンプライアンスに関する役職員の理解の促進 ● 情報公開の推進 ● 職員間の情報共有による一体化(キントーンの活用)	
備考		
⑨ 社協役職員としての意識の醸成		重点事業2
事業の目的	一人ひとりの役職員が、地域住民や地域福祉推進の担い手である多様な関係機関・団体、行政から信頼されるよう行動できるよう、社協の役職員としての意識の醸成を推進します。	
事業の概要	● 「社協基本要項」の役職員への周知 ● 「社協基本要項」に関する研修会の実施	
備考		
⑩ 地域福祉推進のための人材基盤強化策の実施		
事業の目的	職員一人ひとりが社協の性格や使命を正しく理解し、求められる役割を発揮できるよう、職員の資質向上と地域福祉推進のための人材基盤を強化する。	
事業の概要	● 研修計画の策定 ● 職種別研修・階層別研修等の実施	
備考		

⑪ 行政との「パートナーシップ」の醸成	
事業の 目 的	地域福祉推進を旨とした地域生活課題への対応に向け、社協の存在意義やこれまで培った事業・活動への理解を促し、地域福祉推進にかかる行政とのパートナーシップを醸成する。
事業の 概 要	●社協経営への参画（理事会、評議員会） ●協議の場の整備と情報共有の推進 ●権利擁護支援についての協議 ●委託・補助事業の効果的活用の推進 ●災害時福祉支援活動の体制整備 ●研修会等の共同開催
備 考	

(2) 地域福祉推進事業

① 東松島市地域福祉推進計画の推進		重点事業 1
事業の 目 的	第 3 期東松島市地域福祉推進計画の周知と普及啓発の推進及び進歩管理	
事業の 概 要	●東松島市地域福祉推進委員会の開催（年 2 回） ・ PDCA サイクルに基づく計画的な進行管理 （進歩状況の把握及び取組の評価） ●推進計画の施策を推進するための住民理解の促進 ・ 地域支え合いフォーラムや地域支え合い会議等を活用した住民理解の促進 ・ 社協だより・ホームページを活用した周知・啓発 ●推進計画に関する職員理解の促進	
備 考	推進委員会 2 回、支え合いフォーラム 1 回	
② 地域支え合い活動基盤整備事業		重点事業 1
事業の 目 的	小地域における住民の福祉活動の組織化と活動拠点の整備を段階的に行っていくため、住民参加の支え合い活動の取り組みを支援する。	
事業の 概 要	●社協支部が行う住民支え合い活動の取組の支援 ●支部単位の地域支え合い会議や見守り活動に対する助成金の交付 ●地域の宝探しの推進と見える化 ●地域支え合いフォーラムの開催	
備 考	生活支援体制整備事業と一体的に実施、支え合いフォーラム年 1 回	
③ 支部長会議の開催		
事業の 目 的	社協事業の普及啓発を図り、地域福祉活動の活性化を図る。	
事業の 概 要	●支部長会議の開催 ・ 前年度事業報告、決算報告 ・ 当年度事業計画、予算の説明 ・ 「福祉のまちづくり」等の小地域福祉活動関連助成制度の説明 ・ 小地域での活動（取組み）の報告 ・ 各種助成事業のお知らせ	
備 考	年 1 回（7 月予定）	

④ 福祉のまちづくり支援事業の実施	
事業の 目 的	小地域での自主的な福祉活動を推進するため、各支部が独自に企画・実施する「福祉のまちづくり事業」に助成を行う。
事業の 概 要	●地域住民が一体となり、地域の特性を生かした地域福祉の向上を目的とする事業への助成 (例：敬老会、区民の集い、子ども会助成、災害備蓄品整備等) への助成を行う。 一般会費の納入の 20%を助成 ・申請 ・助成金支部会計へ振り込み ・報告
備 考	
⑤ 地域見守り事業の推進（住民支え合いマップ・シルバーメイト事業）	
事業の 目 的	高齢者・障がい者・子育て世代・生活に苦慮する世帯等が孤立しないで地域で安定した生活を送れるよう地域での見守り活動を推進する。
事業の 概 要	●自治会・行政区単位での支え合いマップづくりへの啓発 ●民生委員・児童委員の学区単位での情報共有 ●シルバーメイト事業の活用推進
備 考	地域支え合い活動基盤整備事業と連動
⑥ 災害時に助け合う地域づくり	
事業の 目 的	地域の防災意識を高め、災害時に助け合うことができる地域づくりを推進する。
事業の 概 要	●避難行動要支援者制度に関する職員理解の推進 ●地域支え合い会議等を活用した避難行動要支援者の把握と個別避難計画の普及啓発及び作成支援
備 考	市、関係機関と共同で推進
⑦ 地域の相談拠点づくり事業（ゆったりサロン）	
事業の 目 的	地域住民が気軽に立ち寄り、楽しく交流できる集いの場（社会参加）の創出と定着を図り、併せて福祉専門職による地域生活課題の把握・支援の場を構築する。
事業の 概 要	●交流イベントの開催 ●福祉専門職による出前型「福祉なんでも相談所」の同時開催 ●民生委員・児童委員との意見交換（地域福祉ネットワーク会議）
備 考	社会福祉法人連絡会、民生委員児童委員協議会と共催予定
⑧ ふれあいサロン活動推進事業	
事業の 目 的	健康維持・体力向上と地域住民の顔の見える関係が持続的に築けるよう、小地域での住民交流活動を支援する。
事業の 概 要	茶話会、健康づくり体操を主な活動として、その活動のほかにレクリエーション、年中行事等の充実を図るために必要な経費への助成。
備 考	

⑨ 自治協議会（福祉部会）や市民センターとの連携の推進	
事業の 目 的	自治協議会エリアでの地域福祉事業の推進を図るため、地域自治組織が行う地域づくり等に関する事業を支援する。
事業の 概 要	●地域福祉活動推進事業交付金事業 地域自治組織が設置する福祉に関する部会等の運営及び事業への助成 上限 7 万円
備 考	
⑩ ノーマライゼーション普及事業の実施	
事業の 目 的	障がいの有無にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、人格を尊重され、社会のあらゆる活動に参加・参画するとともに、社会の一員として認め合う社会をつくる。
事業の 概 要	●特別支援学級児童・生徒及びご家族等を対象にした交流事業 ●ノーマライゼーション普及事業の在り方検討
備 考	年 1 回
⑪ 特別支援学級への学用品等支給事業	
事業の 目 的	特別支援学級の在籍する児童・生徒への学習支援
事業の 概 要	特別支援学級設置校と支援団体（あかしや会・しいのみ会・いちょうの会）が共催開催する「合同クリスマス学習会」、「卒業・進級を祝う会」を後援し、学用品等を贈呈
備 考	12 月、3 月
⑫ 子ども・若者の居場所づくり支援事業	
事業の 目 的	子どもの健やかな成長を支える地域での支援者ネットワークの構築
事業の 概 要	●子どもの居場所づくりに関する調査 ●支援者間での情報交換の実施（地域食堂運営団体等） ●居場所づくりのノウハウの蓄積 ●ひとり親家庭に関する子どもの食事等支援事業に関する情報の提供
備 考	多機関協働事業等と共同実施
⑬ 心のケア推進事業	
事業の 目 的	住民交流の場としての居場所をつくり、孤立予防や心のケア（心の復興）につなげる。
事業の 概 要	●復興支援ボランティアによる交流イベント
備 考	

⑭ 民生委員・児童委員の活動環境の整備と担い手の育成の支援	
事業の 目 的	民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備のための支援を推進する。
事業の 概 要	●地域共生社会の実現に向けた連携・協働に関する調整 ●民生委員・児童委員と日常的に連携、協力して活動する地域の支援者制度に関する調査検討 ●民生委員児童委員協議会の事務支援（総会、役員会、定例会等に関する事務支援） ●ブロック民児協との連絡調整 ●研修事業への協力
備 考	現民生委員児童委員の任期満了（令和 7 年 11 月 30 日）による一斉改選
⑮ 福祉関係団体の連携・協働の推進	
事業の 目 的	包括的な支援体制の構築と「連携・協働の場」としての社協の役割発揮に向けて、福祉関係団体の活動の状況や諸課題を共有し、団体の自主的な活動と団体相互連携・協働の活性化を図る。
事業の 概 要	●各種福祉関係団体の事務支援 ①東松島市老人クラブ連合会 ②東松島市遺族会 ③東松島市身体障害者福祉協会 ●社協・福祉関係団体長懇談会の開催（年 1 回） （想定団体） 東松島市社会福祉協議会 東松島市老人クラブ連合会 東松島市身体障害者福祉協会 東松島市社会福祉法人連絡会 東松島市民生委員児童委員協議会 東松島市遺族会 東松島市共同募金委員会
備 考	

⑩ 社福法人・社協連携による「地域における公益的な取組」の推進	
事業の目的	市内社会福祉法人が、非営利法人として、制度や市場原理では満たされないニーズに応えることが期待されているという原点に立ち返り、市内社会福祉法人や行政との協働により、様々な社会生活上の困難を抱える者に対して、他の経営主体で担う事が必ずしも期待できない福祉サービスを積極的に実施・開発していくための「連携・協働の場」を構築する。
事業の概要	●東松島市社会福祉法人連絡会事務局の運営 ●社福法人・社協連携による「地域における公益的な取組」の企画立案 ●情報の共有 ●宮城県小規模法人ネットワークへの参画と連携の推進
備考	
⑪ 情報発信力の強化	
事業の目的	多様な媒体を活用して、身近な福祉に関する情報を市民に向けて発信し、社協の地域福祉推進活動への理解を深める。
事業の概要	●広報委員会の開催 ●「社協だより」の発行 年12回 ●ホームページの充実 ●社協啓発パンフレットの制作
備考	
⑫ 災害時福祉支援体制の整備	
事業の目的	災害時に特に影響を受けやすい高齢者、障害者、子どもといった社会的弱者、そして災害によって孤立したり困窮したりする住民に対し、災害による困難を少しでも軽減し、早期の生活再建を支援するため、平時から柔軟かつ実効性の高い支援体制の構築を推進する。
事業の概要	●災害時等備蓄品の計画的な整備（感染症対策を含む） ●福祉避難所設置訓練の実施（市総合防災訓練への参加） ●災害ボランティアセンターの設置訓練の実施（市総合防災訓練への参加） ●災害ボランティアセンターICTシステムの導入推進と災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの改訂に向けた調査 ●広域的・全国的な支援を要する災害時における被災地社協・災害ボランティアセンター等への支援 ●災害ケースマネジメントに関する職員理解の促進
備考	

⑱ 地域福祉推進大会の開催		重点事業3
事業の 目 的	地域福祉推進計画の実現に向け、住民、市行政及び社会福祉団体等の連携・協働により、地域福祉における様々な福祉課題の克服に向けて、東松島市民が心を一つにして取り組むことの重要性を再確認することを目的に開催。	
事業の 概 要	●地域福祉推進功労者・団体等の表彰 ※地域で活躍している方の表彰 ●地域福祉の普及・推進を目的としたイベントの実施 ●社協と地域福祉の理解促進事業【合併 20 周年記念事業】	
備 考		
⑳ レクリエーション活動普及促進事業		
事業の 目 的	住民主体のサロン活動や百歳体操等の活性化を図るため、各団体の参加者同士で主体的にレクリエーション活動を楽しめるよう、レクリエーション活動の普及を促進する。	
事業の 概 要	●レクリエーション用具の使用方法的指導と用具の貸し出し ●レクリエーション指導員の派遣	
備 考	地域介護予防事業と一体的に実施する。	
㉑ 福祉教育の推進		
事業の 目 的	地域共生社会に向けて、我が事にする土台として、幼少期から地域福祉への関心を促し、地域貢献学習などへの取り組みの重要性について啓発するもの。	
事業の 概 要	●キャップハンディ体験教室の出前講座 ●福祉教育のあり方と新たなプログラムの検討 ●福祉教育における関係機関との連携と情報の共有	
備 考	ボランティアセンター事業と共同実施	
㉒ 総合的学習支援事業		
事業の 目 的	地域での体験学習を通じ、自分たちの暮らしの中にある地域とのつながりを学ぶ活動を支援するもの。	
事業の 概 要	●各学校で地域との関わりによって取り組む「総合的な学習の時間」に行う事業に対し、助成金を交付するもの。助成金の上限 4 万円 ●実施年度終了後、事業成果を冊子にまとめ、各学校に紹介	
備 考		

②③ 火災見舞金支給事業の実施	
事業の 目 的	火災による罹災者（世帯）に見舞金等の支給を行う。
事業の 概 要	●火災見舞金の支給 全焼の場合：20,000 円 半焼の場合：10,000 円 ●その他緊急的な一時支援（食糧、生活用品等） 必要に応じ家財道具の提供、斡旋
備 考	●市及び県共同募金会との共同実施 宮城県共募からの見舞金：全焼 2 万円 東松島市からの損害見舞金：全焼 10 万円、半焼 5 万円、部分焼 1 万円 (その他、火災弔慰金、負傷見舞金あり)
②④ 合併 20 周年の東松島市社協のあゆみの継承	
重点事業 3	
事業の 目 的	令和 7 年度に合併 20 周年を迎え、これまで本会が取り組んできた地域福祉活動や東日本大震災後の取組、被災者支援から地域福祉への展開の記録を次世代に伝え、社協に対する住民理解の促進と組織内での経験の継承を図る。
事業の 概 要	●合併 20 周年記念誌の制作 ●震災復興の取組の組織的な継承
備 考	合併 20 周年記念事業
②⑤ 被災者支援事業から包括的な支援体制への移行準備事業	
重点事業 1	
事業の 目 的	被災者支援事業終了後も、被災住民が安心して生活できるよう、令和 8 年度からの重層的支援体制整備事業の開始に向けて、被災者支援を包含する包括的な支援体制への移行準備を推進する。
事業の 概 要	●被災者支援事業から包括的な支援体制への移行のあり方の検討 ●被災者支援事業から包括的な支援体制への移行準備の推進
備 考	

(3) 生活支援体制整備事業（東松島市からの受託）

① 支援ニーズの把握・可視化	
事業の目的	「安心の確保」「家事援助」「外出」「交流」等における支援ニーズを把握、整理し地域ごとの地域生活課題の把握と可視化をおこなう。
事業の概要	まちづくり協議会ごとの地域生活課題を把握し、地域で不足する資源の開発につなげていく
備考	
② 地域資源の把握・可視化	
事業の目的	地域における「住民主体の取組み」、「NPO法人や民間企業」、「サービスの担い手」、「地域のキーパーソン」、「サロン活動」等の地域資源の把握とリスト化し地域ごとの状況を整理する。
事業の概要	アウトリーチによる活動状況の把握と聞き取り調査をし、地域活動の実態を調査する。
備考	
③ 第1層協議体及び第2層協議体の運営及び連携	
重点事業1	
事業の目的	日常生活圏域における生活支援ニーズや既存の社会資源の情報共有、見える化の推進、生活支援サービス等の創出や担い手養成に係る検討、生活課題の掘り起こし、解決に向けた取り組み調整や関係団体への働きかけ、連携構築をおこなう
事業の概要	地域生活課題解決に向けた連携・協働の場としてコーディネーターが会議のファシリテーションをおこない、地域の状況と資源のマッチング、資源の開発につなげていく。
備考	
④ 地域支え合い会議の推進	
重点事業1	
事業の目的	地区自治組織圏域における地域生活支援ニーズの把握や課題の早期発見、既存の社会資源の情報共有、地域生活課題の見える化の推進、生活支援サービス等の創出や担い手養成に係る検討をおこなう。
事業の概要	地域活動を実践しているエリアでの情報共有を推進し、地域生活課題の早期発見や地域資源の把握・開発をすすめる事で、より具体的で実践的な支援につなげる事を目的とする。また、コロナ禍における新しい生活課題の把握や生活支援の実践方法を開発することを目的とする。
備考	令和6年度 52地区で実施

⑤ 不足するサービスの整理と創出・高齢者の活躍する場の確保と創出	
事業の 目 的	地域の住民や各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を一体的に推進する。
事業の 概 要	地域支え合い推進委員会（第1層協議体）の2部会（①生活支・介護予防サービス検討部会、②介護予防ボランティアポイント検討部会）において、ニーズやサービス内容について検討を進める。
備 考	

(4) 地域介護予防事業（東松島市からの受託）

① 介護予防把握事業	
事業の 目 的	閉じこもり等で何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動へつなげる。
事業の 概 要	●介護予防に資する取り組みを行っている団体の把握とリスト化 ●通いの場参加者などからの相談の把握 ●地域包括支援センターや生活支援コーディネーターへのつなぎ
備 考	サロン活動専門員2名・事務員1名を配置し、地域福祉推進事業担当者並びに生活支援体制整備事業担当者と一体的に推進する。
② 介護予防普及啓発事業	
事業の 目 的	介護認定を受けていない高齢者が要支援、要介護状態にならないための予防をしていくことや要介護状態等の軽減や悪化防止をめざす。
事業の 概 要	●いきいき百歳体操の活動推進 ●介護予防に関する基本的な知識を普及啓発する為の講演会や交流会の開催 ●出前講座に関するメニューの情報収集とサロン登録団体等への情報提供
備 考	
③ 地域介護予防活動支援事業	
事業の 目 的	要支援、要介護状態になる前から介護予防を推進すると共に、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する。
事業の 概 要	●介護予防に関するボランティアサークルや「ふれあいサロン活動登録団体」代表者等を対象とした会議や研修会の開催 ●百歳体操の実技指導や定期的な体力測定を実施する為のサポーターの育成及び派遣調整 ●実施団体等への交付金等による立ち上げ支援等
備 考	
④ 一般介護予防評価事業	
事業の 目 的	地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みをより良いものにしていくことを目的として実施する当事者に係る資料等の作成。
事業の 概 要	●いきいき百歳体操一覧表の作成 ●「ふれあいサロン」登録団体一覧表の作成 ●定期的実施する体力測定結果データの作成 ●一般介護予防評価への支援（参加者データ等の情報提供）
備 考	

(5) 共同募金事業 (共同募金配分金による事業)

① 東松島市共同募金委員会の運営	
事業の 目 的	共同募金運動の展開と募金を活用した地域福祉の推進を図る。
事業の 概 要	●共同募金活動の実施 ●共同募金ボランティアの受入れ、登録、研修及び活動の企画・実践 ●広報・啓発活動の実施と世論の醸成 ●民間地域福祉にかかわる資金需要の把握及び配分計画案の策定など ●受配者との連絡並びにボランティア団体等からの相談への対応 ●歳末たすけあい運動の推進
備 考	
② 共同募金一般配分事業の実施	
事業の 目 的	東松島市共同募金委員会からの配分を受け、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得てさまざまな福祉活動を重点的に展開する。
事業の 概 要	●障害児・者福祉活動費 … 障害者団体への助成金、相談支援 ●児童青少年福祉活動費 … 赤い羽根ポスター展の開催 要援護世帯の児童への支援 子ども支援団体への助成金 ●災害ボランティア支援 … 災害時の派遣にかかる経費、必要品の整備 災害備蓄品の補充整備
備 考	一般配分金を利用した事業の実施
③ 災害義援金の募金活動	
事業の 目 的	被災された方への見舞金としての性格と当面の生活を支える資金として、被災地への募金活動を行うとともに、支え合いの必要性の周知・啓発を行う。
事業の 概 要	●能登半島地震の災害義援金募金活動の実施 ●老人福祉センターや被災者サポートセンターの他、市内各市民センターや福祉施設等に募金箱を設置し、募金活動を行う ●募金ボランティアの協力を得て募金活動を行う ●集まった募金は宮城県共同募金会を通じ被災地へ配分
備 考	
④ 歳末たすけあい配分事業の実施	
事業の 目 的	誰もが安心して新しい年が迎えらるよう、生活に困窮を抱えている世帯や団体等への活動資金として配分
事業の 概 要	●生活困窮世帯やこれを支援する団体等への配分 ●募金ボランティアの協力を得て募金活動を行う ●対象者の把握に努め、支援につなげる
備 考	12月実施

(6) ボランティアセンター事業

① 地域福祉・ボランティア活動へのきっかけづくり	
事業の 目 的	ボランティア活動への興味から、気軽に取り組める活動へ参加できるような講座の企画と、実践につなげるための仕組みづくりを構築する。
事業の 概 要	●講座の開催 ・ボランティア基礎講座 ・災害ボランティア養成講座
備 考	年 4 回
② ボランティア・市民活動センター機能の充実	
事業の 目 的	ともに支え合う地域を目指し、ニーズに見合ったボランティア活動の企画や実践者の活動支援を行う。また、活動の場を提供するための情報等を発信し、参画するための機会を充実させる。
事業の 概 要	●ボランティア登録団体及び個人登録者のための持続的な活動への支援 ●ボランティア登録団体の組織化に向けた調査等 ●ボランティア活動のリーダー的人材の発掘と働きかけ
備 考	
③ ボランティア登録団体助成事業	
事業の 目 的	ボランティア登録団体の活動推進と地域における住民支援活動への協力を行う。
事業の 概 要	●ボランティア登録団体の活動に対する助成 助成金額上限 2 万円
備 考	
④ 日常の困りごとを解決する生活支援の充実（ひがまつ安心サポート事業）	
事業の 目 的	高齢者等の日常生活上のちょっとした困りごとを地域住民（ボランティア）の協力を得ながら解決を図る互助の仕組みを推進する。
事業の 概 要	●有償助け合いサービス「ひがまつ安心サポート事業」の実施 ●運営手法やサービスメニュー等の検討 ●協力会員の拡充強化 ●ひがまつ協力会員情報交換会の開催
備 考	

⑤ ボランティア活動への参加の機会の充実	
事業の 目 的	住民が気軽に参加できる地域活動の情報を収集し、地域に関わる場を提供するとともに地域社会の理解を促進する。
事業の 概 要	●地域活動への参加意識を広めるためのボランティア活動の場の提供
備 考	
⑥ 災害ボランティア登録制の実施	
事業の 目 的	災害発生時に自主的にボランティア活動を希望する個人または団体を事前に登録し、迅速かつ効果的にボランティア活動が行えるよう支援する。 平常時から災害ボランティア同士の連携協力体制の整備を行う。
事業の 概 要	●社協だより等で災害ボランティア登録への呼びかけ ●災害ボランティア研修会の開催
備 考	

(7) 老人福祉センター運営事業

① 東松島市老人福祉センターの指定管理	
事業の 目 的	地域の高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者が健康で明るい生活ができるように支援する。
事業の 概 要	●東松島市老人福祉センターの管理運営 ●機能回復訓練事業の実施 ●老人福祉法の規定に基づく老人に対する各種相談事業及び健康の増進、教養の向上およびレクリエーションに関する事業の企画と実施 ●高齢者がゆったりくつろげる憩いの場の提供
備 考	
② 老人福祉センター交流事業（ゆらり）	
事業の 目 的	閉じこもりがちな高齢者等に「気兼ねなく集える場」を提供し、「潤いのある時間」を過ごしてもらい、来場者同士が顔なじみになることにより、孤立を防止する
事業の 概 要	社協だよりで事業内容を告知募集し、映画の上映や音楽の鑑賞、レクリエーションなど、見ているだけでなく来場者が体を動かす機会を与え、楽しんでもらう 相談窓口や健康相談も設置、自由にゆったりできる時間を提供する
備 考	
③ 老人福祉センター交流事業（フリースペース）	
事業の 目 的	閉じこもりがちな高齢者等に「気兼ねなく集える場」があることを認識してもらい、ふらっと来れる場、来場者同士が顔なじみになることにより、孤立を防止する
事業の 概 要	●フリースペースの開催 ・社協だよりで告知し、誰でも予約なしに来れる場とする ・お茶・コーヒーをセットし、気兼ねにくつろげる場を設ける ・健康相談も設置、自由にゆったりできる時間を提供する
備 考	

④ 老人福祉センター教室の開催（交流事業）	
事業の 目 的	高齢者を対象として、体操や創作活動の教室を開き、参加することで外に出る機会と人との出会いの場を与える
事業の 概 要	社協だよりで参加者募集 高齢者の要望も踏まえて教室の内容を考える ・ヨガ教室 ・創作活動
備 考	年４回
⑤ 囲碁将棋・麻雀のつどい	
事業の 目 的	高齢者を対象として、趣味を生かした活動の参加により、外に出る機会と人との出会いの場を与える
事業の 概 要	社協だよりで参加者募集 ●囲碁将棋のつどい・・・・・・毎週木曜日（定着） ●麻雀のつどい・・・・・・定例的にできる仕組みづくり
備 考	
⑥ フリーマーケット	
事業の 目 的	団体の活動支援（収益の確保）と、団体間での交流 不用品の再活用 高齢者の買い物の場（憩いの場）の提供
事業の 概 要	ボランティア団体等に参加を募る フリーマーケット・・・・・・交流の場
備 考	
⑦ 趣味の作品展示会	
事業の 目 的	高齢者が生きがいとして行っている趣味を発表する場を提供し、やりがいを感じてもらう
事業の 概 要	社協だよりで募集・・・・・・個人・サークル 老人福祉センターを利用している団体の発表の場 老人福祉センターで展示し、センターの利用者に見てもらう
備 考	

2. 総合相談事業拠点区分

(1) 生活困窮者自立促進支援事業（東松島市からの受託）

① 自立相談支援事業	
事業の目的	常設の相談窓口を開設し、生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、困窮者が抱えている課題を多面的に把握し、その者が置かれている状況や本人の意思を十分に把握した上で、対象ごとに適切な支援計画を策定する。潜在化した困窮者にも対応するため、関係機関・団体、地域住民等との連携、訪問支援等のアウトリーチを行う。
事業の概要	●自立相談支援事業の実施 ・生活困窮者の把握、相談受付 ・アセスメントとプランの策定 ・支援の実施、評価
備考	
② 家計相談支援事業	
事業の目的	家計収支のバランスが崩れている生活困窮者に対して、プランに基づき、家計収支の改善や家計管理能力を高めるための支援を行う。また、弁護士や司法書士等への同行支援および債務相談に至るよう支援を行う。
事業の概要	●家計相談支援事業の実施 ・支援対象者の把握、相談受付 ・家計再生プラン（家計支援計画）の策定 ・支援の実施、評価
備考	
③ 就労準備支援事業	
事業の目的	直ちに一般就労に就くことが困難な生活困窮者に対して、プランに基づき本人の状況に応じて段階的、かつ、一貫した自立のための訓練や経験を得る機会を確保していく。
事業の概要	●就労準備支援事業の実施 ・支援対象者の把握、相談受付 ・就労準備支援プログラム（プラン）の策定・活動 ・支援の実施、評価 ・調理実習 ●就労セミナーや職場見学・体験会など ●企業や活動先の開拓 ●認定就労訓練事業の調査研究
備考	

④ 被保護者就労支援事業	
事業の 目 的	生活保護受給者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、アセスメントした上で、必要な情報鉄橋及び助言を行うことにより、被保護者の自立の促進を図る。
事業の 概 要	●就労支援の実施 ・相談、助言、求職活動支援と同行 ・関係機関との連絡調整 ・求人開拓 ●就労支援連絡体制の構築
備 考	
⑤ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	
事業の 目 的	孤独・孤立の問題を抱える生活困窮者等や家族のニーズを把握し、気軽に相談し合える、多様な居場所づくりを推進する。また、地域の多様な活動を把握し、福祉関係機関をはじめ、多様な主体、多分野が参画する連携・協働の場づくりを推進し、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしい地域コミュニティが醸成されることで地域共生社会を目指す。
事業の 概 要	●課題を抱える者を早期発見するための地域住民のニーズ・生活課題の把握 ●地域資源を活用した地域住民の活動支援・情報発信 ●課題を複雑化させないための「居場所づくり」 ●行政や地域住民、多分野協働により、地域づくりの担い手が繋がるプラットフォームの構築 ●フードバンクミーティングの実施
備 考	

⑥ 夜間相談会の開催	
事業の目的	コロナ禍で顕在化した生活困窮者が抱える生活の困りごとへの支援を推進するため、稼働世代を対象に夜間相談会を開催し、寄り添い型の償還支援や生活相談を行い、地域で安心して暮らすことができるよう自立に向けて支援する。
事業の概要	●夜間相談会の開催（年2回） （対象者） ・仕事などで平日日中相談窓口に来所することが困難な稼働世代の方 ・貸付等の償還や家計管理、仕事探し、住まいなどの困りごとや不安を抱えている方
備考	
⑦ 生活困窮者に対する食糧支援の実施	
事業の目的	生活に困窮している世帯や一人親世帯など家計が厳しい世帯へ食糧支援を通じて関りを持ちながら新たな相談支援を行うことを目的に、並行してフードドライブ事業の普及促進を通じて、住民相互の支え合いによる共助の取り組みの活性化を図り、生活困窮者を始めとする支援が必要な人を地域全体で支える基盤づくりを進める。
事業の概要	●生活困窮者への食糧支援（フードバンク、フードパントリー） ●フードドライブ事業の実施 ●フードドライブ事業に対する住民理解の促進と関係団体との連携強化 ●フードバンクミーティングの実施
備考	
⑧ 「参加支援」推進のための連携・協働する場の整備	
事業の目的	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援の充実を図るため、多様な機関が連携・協働する場（プラットフォーム）を構築する。
事業の概要	●「参加支援」に関する研修及び勉強会 ●「参加支援」に関する連携・協働する場（プラットフォーム）の構築 ◎就労支援関連 ◎居住支援関連
備考	多機関協働事業と一体的に実施
⑨ 金銭教育プログラムの実施	
事業の目的	貧困の連鎖を断ち切るため、主に高校生を対象に、働くこととお金、将来について考えるきっかけを提供し、自らの生活を主体的に選択する力を育む。
事業の概要	●金銭教育プログラム「MoneyConnection」の実施 （対象校）東松島高校、日本ウェルネス宮城高校 ●金銭教育に関する相談員のスキル向上
備考	㈱新生銀行・NPO法人 育て上げネット、もしくは東北財務局との共同開催

⑩ 生活用品等支援事業（緊急を要する援護者への物品給付）の実施	
事業の 目 的	生活困窮者（世帯）に対して生活用品の緊急的な援助を行う。
事業の 概 要	●生活再建等に関する相談援助 ●生活用品等の支給（食糧、介護用品等） ●フードバンクの活用
備 考	

(2) 多機関協働事業（東松島市からの受託）

① 多機関協働事業		重点事業 1
事業の目的	重層的支援体制整備事業の3つの柱である「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」に関し、主に支援者を支援する役割を担う事業で、複雑化・複合化した課題を抱える人・世帯に対し、より効果的・円滑に支援が行われるようにする。	
事業の概要	●複雑化・複合化した課題を抱えた事例の世帯アセスメントの実施と支援の方向性や各支援機関の役割分担の整理 ●支援の進捗状況等の把握と各支援機関に対する助言 ●市全域における包括的な支援体制の構築の推進	
備考		
② 包括的な支援体制づくりのための連携・協働する場の整備		
事業の目的	複合的な地域生活課題を抱える個人・世帯等に対する支援や関係機関等の連携・協働が効果的に機能し、さらに参加支援や地域社会の持続性も視野に入れた、分野横断的な関係者の「顔の見える」ネットワークと協働のプラットフォームの構築。	
事業の概要	●地域共生社会推進セミナー及び研修会の開催（年3回） ●居住支援、就労支援における関係者とのネットワーク構築、協議の場づくり（年2回程度） ●多機関連携協働会議の開催（年4回） 犯罪をした人等の社会復帰を支えるための保護司等との連携（年1回）	
備考		
③ 福祉なんでも相談窓口事業		
事業の目的	住民身近な圏域で、社協や高齢者施設、障害者施設等を運営する社会福祉法人等が連携して、福祉に関する相談を受け止める場づくりを推進する。	
事業の概要	●福祉なんでも相談窓口の機能強化 ・地域住民の困りごと相談受付と専門機関へのつなぎ ・相談支援包括化推進員との連携 ・出張「福祉なんでも相談会」の実施（年2回） ●相談員ネットワークの構築 ・相談員等の意見交換・交流の場づくり（年1回） ・スキルアップ研修（年2回）	
備考		

④ 部門間横断の相談支援体制づくり		重点事業 1
事業の目的	複数分野にわたる複合的な問題を抱える対象者・世帯に対し、社協として分野横断的かつ包括的に支援する体制を推進するため、社協内部の連携・協働する場を構築する。また、顕在化した地域生活課題を共有し、それぞれの事業を通して連携・協働して、課題解決に対応するための事業間連携を推進する。	
事業の概要	●社協内部部門間横断の連携・協働の場の構築 ・重層的支援体制整備事業における社協の役割等について職員間の共有と協議の場づくり、事業の進行管理（CSW 等連携協働会議） ・困難な生活課題を抱えるケースに関する個別ケース検討の会議の実施 ・困難ケースに関する定期的な状況のフォロー ・事例検討や連携・情報共有に関するルールづくり ・地域課題の抽出と地域課題解決の取組検討 ・地域生活課題の可視化と共有 ・地域生活課題への対応について	
備考		
⑤ 孤独・孤立対策に関連する広報・啓発活動		
事業の目的	令和 6 年 4 月 1 日からの孤独・孤立対策推進法施行を契機として、孤独・孤立についての理解・意識や機運を高めるため、広報・啓発活動を展開する。	
事業の概要	●孤独・孤立対策強化月間における広報・啓発活動の実施 ・行事やイベントにおける、強化月間ロゴマークを活用した広報・周知 ・ホームページ、広報媒体での広報・周知	
備考		
⑥ 行政との「パートナーシップ」の醸成		
事業の目的	地域福祉推進を旨とした地域生活課題への対応に向け、社協の存在意義やこれまで培った事業・活動への理解を促し、地域福祉推進にかかる行政とのパートナーシップを醸成する。	
事業の概要	●社協経営への参画（理事会、評議員会） ●協議の場の整備と情報共有の推進 ●権利擁護支援についての協議 ●委託・補助事業の効果的活用の推進 ●災害時福祉支援活動の体制整備 ●研修会等の共同開催	
備考		

⑦ 被災者支援事業から包括的な支援体制への移行準備事業		重点事業 1
事業の 目 的	被災者支援事業終了後も、被災住民が安心して生活できるよう、令和 8 年度からの重層的支援体制整備事業の開始に向けて、被災者支援を包含する包括的な支援体制への移行準備を推進する。	
事業の 概 要	●被災者支援事業から包括的な支援体制への移行のあり方の検討 ●被災者支援事業から包括的な支援体制への移行準備の推進	
備 考		

(3) 生活福祉資金貸付事業（宮城県社会福祉協議会からの受託）

① 生活福祉資金貸付事業の実施	
事業の 目 的	低所得者、障害者または高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の推進を図り、安定した生活を送れるよう支援する。
事業の 概 要	●生活再建等に関する相談援助 ●生活福祉資金の貸付（民生委員経由の貸付申請） ●生活福祉資金の償還相談対応
備 考	
② 生活復興支援資金貸付事業の実施	
事業の 目 的	東日本大震災における生活福祉資金の滞納世帯に対して償還等に関する相談を行い、生活の再建を支援する。
事業の 概 要	●生活再建等に関する相談支援 ●東日本大震災における生活復興支援資金・緊急小口資金特例貸付の償還相談対応
備 考	
③ コロナ特例貸付借受人へのフォローアップ支援	
事業の 目 的	コロナ特例貸付の借受人に対して償還等に関する相談を行い、生活の再建を支援する。
事業の 概 要	●コロナ特例貸付の償還等に関する相談支援 ●償還困難な借受人の生活再建支援（生活困窮者自立相談窓口へのつなぎ） ●夜間相談会の実施
備 考	

(4) 生活安定資金貸付事業

① 生活安定資金貸付事業の実施	
事業の 目 的	東松島市に居住する低所得世帯への必要な生活資金を貸付し、自立更生と生活安定を図る。
事業の 概 要	●生活再建等に関する相談支援 ●生活安定資金の貸し付け 原則 1 件 50,000 円以内 (70,000 円まで可) 無利子無担保、保証人 1 人、民生委員経由の申請 ●債権管理の適正化
備 考	
② 一時援護資金貸付事業の実施	
事業の 目 的	生活保護申請中の世帯に対し、保護の可否が決定されるまでの間のつなぎ資金を融資する。
事業の 概 要	●生活再建等に関する相談援助 ●一時援護資金の貸し付け ・原則 1 件 30,000 円以内 ・無利子無担保、保証人なし、生活保護申請中
備 考	市社会福祉事務所との連携

(5) 日常生活自立支援事業（まもりーぶ）（宮城県社会福祉協議会からの受託）

① 日常生活自立支援事業（まもりーぶ）の実施	
事業の 目 的	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う。
事業の 概 要	●対象者の状況把握と初期相談への協力 ●調査、支援計画の作成・見直しや契約締結等への支援 ●契約に基づく利用者への具体的な援助の支援 ●生活支援員の推薦 ●利用者の日常的金銭管理用の通帳及び印鑑などの保管
備 考	
② 地域における権利擁護支援のあり方検討の推進	
事業の 目 的	日常生活自立支援事業「まもりーぶ」の地域移行や東松島市成年後見制度利用促進基本計画に基づく地域連携ネットワーク構築に向けた市の動向を把握し、今後の権利擁護支援の実施体制について検討を進める。
事業の 概 要	●日常生活自立支援事業「まもりーぶ」の地域移行への対応の検討 ●権利擁護支援における地域連携ネットワークのあり方の検討
備 考	

3. 在宅介護事業拠点区分

(1) 訪問介護事業

① 訪問介護事業（介護保険サービス）の実施	
事業の 目 的	高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
事業の 概 要	●介護保険サービス ・入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助 ●ほっとサービス（自費サービス） ・各種福祉サービスで対象範囲外とされる事項で対応可能なもの（入院者への買い物等の代行、妊産婦の家事、買い物等の代行、一人で外出できない場合の付添いなど）
備 考	
② 訪問介護事業（障害福祉サービス）の実施	
事業の 目 的	障害者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
事業の 概 要	●障害福祉サービス ・入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
備 考	障害者総合支援法に基づく事業
③ 訪問介護事業（産前産後ヘルパー事業）の実施（東松島市からの受託）	
事業の 目 的	育児支援を必要とする家庭に対し、訪問による育児や家事等の支援を行う。
事業の 概 要	●産前産後ヘルパー事業 ・家事に関すること（調理、洗濯、居室内の掃除、生活必需品の買い物等） ・育児に関すること（おむつ交換、衣服の交換、授乳・沐浴介助等）
備 考	

(2) 居宅介護支援事業

① 居宅介護支援事業の実施	
事業の 目 的	利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、適正な居宅介護支援を提供する。
事業の 概 要	●居宅介護支援業務 ・ケアプランの作成 ・居宅サービス事業者等との連絡調整等 ・介護認定の申請代行 ・入所を要する場合の介護保険施設への紹介等 ・要介護者等の日常生活の自立のための相談援助 ・質の高いケアマネジメントの実施
備 考	

4. 被災者支援事業拠点区分

(1) 被災者サポートセンター運営事業（東松島市からの受託）

① 寄り添い型被災者生活支援の実施	
事業の 目 的	戸別訪問を実施し、生活課題の把握を行う。また、関係機関と連携した健康増進・介護予防、コミュニティづくりなど「心の復興」のための支援を行う。
事業の 概 要	●世帯アセスメントに基づく、包括的な相談支援の実施 ●生活支援相談員（LSA）による災害公営住宅への戸別訪問 ●L S A会議、ケース会議の開催 ●公営住宅担当者サポート会議への参加（4月、7月、10月、1月）
備 考	
② 復興支援ボランティアの受入れ調整と派遣	
事業の 目 的	震災からつながりがあるボランティア団体等の支援をコーディネートし、共に「心の復興」をサポートする。
事業の 概 要	●災害公営住宅等へ交流支援ボランティアの受入れ調整と派遣
備 考	
③ 被災者支援事業から包括的な支援体制への移行準備事業	
重点事業 1	
事業の 目 的	被災者支援事業終了後も、被災住民が安心して生活できるよう、令和8年度からの重層的支援体制整備事業の開始に向けて、被災者支援を包含する包括的な支援体制への移行準備を推進する。
事業の 概 要	●被災者支援事業から包括的な支援体制への移行のあり方の検討 ●被災者支援事業から包括的な支援体制への移行準備の推進
備 考	

5. 地域包括支援センター事業拠点区分

(1) 地域包括支援センター事業（東松島市からの受託）

① 包括的支援事業	
事業の 目 的	地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護予防ケアマネジメント、総合相談や権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを包括的に行う。
事業の 概 要	●介護予防ケアマネジメント ●総合相談支援事業 ●権利擁護業務 ●包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ●在宅医療・介護連携支援事業 ●認知症総合支援事業 ●地域ケア会議の推進
備 考	
② 多機関協働による総合的な相談対応の推進	
事業の 目 的	高齢者の自立した生活を支援するとともに、8050 世帯等複合化・複雑化した相談に対応する。地域における複合化・複雑化した困難事例への対応にあたっては、関係機関間の連携が重要になるため、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所が連携するとともに、圏域内の関係機関によるネットワーク形成に努める。
事業の 概 要	●関係機関との勉強会 ●出前相談会の実施
備 考	

(2) 介護予防支援事業

① 介護予防ケアマネジメント	
事業の 目 的	介護予防・日常生活支援総合事業のうち、要支援認定者及び基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的とし、その心身の状況に応じて、本人の選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。
事業の 概 要	●要支援認定者及び総合事業対象者に対するケアマネジメント
備 考	

② 指定介護予防支援	
事業の目的	介護保険における予防給付の対象となる認定者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防支援サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う。
事業の概要	●予防給付対象者にケアマネジメント
備考	

(3) 在宅医療・介護連携推進事業（東松島市からの受託）

①在宅医療・介護連携推進事業	
事業の目的	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進する。
事業の概要	●医療・介護関係者の情報共有の支援（ICTの活用推進） ●切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築 ●在宅医療・介護連携に関する相談支援 ●医療・介護関係者の研修 ●地域住民への普及活動 ●在宅医療・介護連携の課題の抽出 ●地域の医療・介護の資源の把握
備考	

(4) その他

① 中部・西部地域包括支援センターとの連携	
事業の目的	定期的な情報交換の他に、多問題世帯や困難事例などの事例検討・発表会等を通じてスキルアップを目指し、さらに安定したセンター運営が行えるよう協力できる体制を構築していく。
事業の概要	●3 包括間の定期的な情報交換会（各包括の専門分野同士の集まり含む） ●事例検討・発表会等の開催。
備考	